宝永元年の手賀沼絵図が描かれた背景と絵図の解析で分かったこと

手賀沼と松ヶ崎城の歴史を考える会

江戸時代、手賀沼で捕れる魚や水鳥は、沿岸に住む住民の貴重な生活の糧、収入源で、各村はその漁猟場を守ることに腐心していました。

元禄十五年（一七〇二）には、従来から入会権をもって漁業を営んできた手賀村、片山村、布瀬村の三ヶ村が手賀沼入会の排他的漁業権を主張したのに対し、手賀沼新田、沖田村、新木村、柏市域の戸張村などが沿岸二十五ヶ村の権利を主張し、評定所の裁可を仰ぐことになりました。評定所では、川役銭や舟運上といった税の納付状況を調べた結果、手賀村、片山村、布瀬村の三ヶ村に加えて、新たに、泉村、鷲谷（鷲野谷）村、岩井村、箕輪村、芝原村、我孫子村、広山村、発作村の八ヶ村、計十一ヶ村の入会漁業権が認められました（資料１）。

しかし、大井村は領主に手賀沼での漁業に関わる税を納めているにもかかわらず、何かの事情で申出をしませんでした。そのため、元禄十五年の入会漁業権の裁許に漏れる結果となり、後になって大井村単独で、手賀村など三ヶ村を訴えることになったのです。その訴えの証拠として宝永元年（一七〇四）に測量され絵師に描かせたのが、別紙の宝永絵図です。

結果的には、大井村の主張が認められましたが、それは資料２の『宝永元年九月　大井村沼入会漁業につき達書』に「手賀三ヶ村二相尋處手賀沼之外致漁猟沼無之旨申候」とあるように、訴えられた当事者である三ヶ村が大井村は手賀沼で漁をする以外には漁場がないと証言したことが決定的でした。一方、大井村は「先年争論之節大井村不申出段不念候」（以前の争論の際に申し出なかったのは不行届きである）と叱られています。

なお、絵図を詳しく解析すると、明治時代後半の二万分の一図と比較して、宝永元年の手賀沼絵図に記入された田畑などの外周部は、手賀沼を大きく囲む外周道路にほぼ一致しました。また二万分の一図と比べた縮尺は、全体で約９２％、大井村を含む上沼部分で約９５％、布瀬村などが面する下沼部分が約８８％で、故意に大井村は広い沼地を抱えていると主張しようとした可能性があります。

手賀沼絵図の実測結果について

柏市教育委員会所蔵の宝永元年手賀沼絵図に記入の各種用途（田･畑･水面など）の範囲外周部は、明治時代後半の正式２万分の１図（以下正式図と呼ぶ）にほとんどの場所で、手賀沼を大きく囲む外周道路として残っている。宝永図に縮尺が明記（100 間に付き 7 分宛て≒8571 分の 1）されていることから、宝永図を実測し正式図上の距離と比較した。

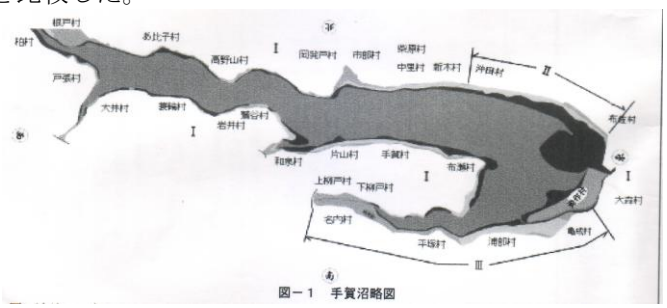

図－１　手賀沼略図

測定方法：宝永図の原寸ｺﾋﾟｰ・原図のｽｹｰﾙによる歩当り
区域を３つに分ける。（図－１参照）
Ⅱ：手賀沼北岸の沖田村から布佐村にかけての区域
Ⅲ：手賀沼南岸の亀成村から名内村にかけての区域
Ⅰ：Ⅱ及びⅢ以外の残りの区域
測定結果：正式図上の距離を 100 として宝永図上では下記の通り。
全体　　平均 92.4
区域Ⅰ　平均 95.1　区域Ⅱ　平均 87.9　区域Ⅲ　平均 88.6
→　区域ⅡⅢで誤差大きく、区域Ⅰで調整：意図的な作成と推定

資料1

元禄十五年四月　手賀沼入会漁業裁許状

下総国相馬郡手賀村布瀬村片山村与同国手賀沼新田沖田村新木村中里村
市部村岡保戸村戸張村沼論之事三ヶ村百姓訴趣古来川高ニ入年貢令収納候、
然ニ七ヶ村之着為入会旨申掠由申之、七ケ村百姓答候ハ手賀沼廻り弐拾五
ヶ村不残入会之旨申之遂糺明處三ヶ村ハ川高ニ入候段無紛、弐拾五ヶ村之
内泉村鷲谷村岩井村蓑輪村芝原村我孫子村広山村ハ川役銭之割付書ニ載
之、新田発作村ハ三拾年以前新田取立之ニ付舟運上出之漁猟致来段分明ニ
候、然上ハ役銭出来八ヶ村茂三ヶ村同前ニ弥入会漁業可政之、自余村々ニ
切不可人ニ仍為後證双方江書下者也

元禄十五年壬午四月十四日

戸備前
久因幡
萩近江
井対馬
保越前
松伊豆
阿飛騨
永伊賀
松日向
青播磨

（大井・石原貞昭家文書）

資料2

宝永元年九月　大井村沼入会漁業につき達書

今度大井村之者手賀沼江入来由訴出候、遂糺明處大井村沼運上年々地頭割
付ニ載之候、手賀三ヶ村ニ相尋處手賀沼之外致漁猟沼無之旨申候、先年争
論之節大井村不申出段不念候得共割付ニ有之上ハ證拠歴然ニ候間、大井村茂
手賀沼ニ而如前々入会漁猟可致之者也

宝永元年甲申九月廿五日

中出雲
戸備前
久因幡
荻近江
林土佐
丹遠江
保越前
木弾正
阿飛騨
永伊賀

（大井・石原貞昭家文書）

当解説は、二〇〇五年当会作成資料［企画：中津川督章氏、制作：山田宏氏］を短縮、改訂したものです